公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律等の一部改正に伴う関係人事委員会規則の整理に関 する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

鳥取県人事委員会委員長 曽 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第33号

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律等の一部改正に伴う関係人事委員会規則の整理 に関する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与の支給に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正す

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後

改 正 前

第6条 職員が計算期間の中途において次の各号のい 第6条 職員が計算期間の中途において次の各号のい ずれかに該当する場合におけるその計算期間中の給 料は、日割計算により支給する。

(1)~(7) 略

(8) 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関す る条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益 的法人等派遣条例」という。)第2条第1項の規 定により派遣され、又は同項の規定による派遣 (以下「公益的法人等派遣」という。)の終了に より職務に復帰した場合

(9) 略

2 計算期間の初日から引き続いて休職にされ、専従 2 計算期間の初日から引き続いて休職にされ、専従 許可を受け、大学院修学休業をし、自己啓発等休業 をし、停職にされ、育児休業をし、外国派遣条例第 2条第1項の規定により派遣され、公益的法人等派 遣条例第2条第1項の規定により派遣され、又は海 外随伴休暇を承認されている職員が、給料の支給期 日後に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに 至った場合には、その計算期間中の給料をその際支 給する。

(給料の返納)

第7条 略

2 職員の給料が計算期間中給料の支給期日後におい 2 職員の給料が計算期間中給料の支給期日後におい て、退職、休職、専従許可、大学院修学休業、自己

ずれかに該当する場合におけるその計算期間中の給 料は、日割計算により支給する。

(1)~(7) 略

(8) <u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例</u> (平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等 派遣条例」という。)第2条第1項の規定により 派遣され、又は同項の規定による派遣(以下「公 益法人等派遣」という。)の終了により職務に復 帰した場合

(9) 略

許可を受け、大学院修学休業をし、自己啓発等休業 をし、停職にされ、育児休業をし、外国派遣条例第 2条第1項の規定により派遣され、公益法人等派遣 条例第2条第1項の規定により派遣され、又は海外 随伴休暇を承認されている職員が、給料の支給期日 後に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至 った場合には、その計算期間中の給料をその際支給 する。

(給料の返納)

第7条 略

て、退職、休職、専従許可、大学院修学休業、自己 **益的法人等派遣、海外随伴休暇等により過払となっ │ 益法人等派遣、海外随伴休暇等により過払となった** │ た場合は、その者が従前給料の支給を受けていた費| 場合は、その者が従前給料の支給を受けていた費目 目にその際返納させなければならない。

た計算期間の分を次の計算期間以降の給料から差し 引く。ただし、退職、休職、専従許可、大学院修学 休業、自己啓発等休業、停職、育児休業、外国派 遣、公益的法人等派遣、海外随伴休暇等の場合にお いて、減額すべき給与額を給料から差し引くことが できないときは、給与条例の規定に基づくその他の 未支給の給与から差し引く。

2 及び3 略

(休職者の給与)

第16条の2 略

2 前項の場合において、給与条例第12条の2第5号 の規定により支給する休職者の給与は、給料、扶養 手当、地域手当、住居手当及び期末手当について、 それぞれ100分の70(生死不明等の原因である災害 が公務上の災害又は通勤による災害(外国派遣条例 第2条第1項の規定により派遣された職員に係る派 遣先の機関、公益的法人等派遣条例第2条第1項の 規定により派遣された職員に係る同条第3項第1号 に規定する派遣先団体又は公益的法人等への一般職 の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律 第50号)第10条第1項の規定により退職し引き続き 在職する公益的法人等派遣条例第10条に規定する特 定法人における業務に係る業務上の災害又は通勤に よる災害を含む。)と認められるときにあっては、 100分の100)を乗じて得たものとする。

にその際返納させなければならない。

第16条 減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じ 第16条 減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じ た計算期間の分を次の計算期間以降の給料から差し 引く。ただし、退職、休職、専従許可、大学院修学 休業、自己啓発等休業、停職、育児休業、外国派 遣、公益法人等派遣、海外随伴休暇等の場合におい て、減額すべき給与額を給料から差し引くことがで きないときは、給与条例の規定に基づくその他の未 支給の給与から差し引く。

2 及び3 略

(休職者の給与)

第16条の2 略

2 前項の場合において、給与条例第12条の2第5号 の規定により支給する休職者の給与は、給料、扶養 手当、地域手当、住居手当及び期末手当について、 それぞれ100分の70(生死不明等の原因である災害 が公務上の災害又は通勤による災害(外国派遣条例 第2条第1項の規定により派遣された職員に係る派 遣先の機関、公益法人等派遣条例第2条第1項の規 定により派遣された職員に係る同条第3項第1号に 規定する派遣先団体又は公益法人等への一般職の地 方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50 号)第10条第1項の規定により退職し引き続き在職 する公益法人等派遣条例第10条に規定する特定法人 における業務に係る業務上の災害又は通勤による災 害を含む。)と認められるときにあっては、100分 の100)を乗じて得たものとする。

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次 のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該 改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削 る。

改正後 改正前

(趣旨)

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和)第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和

26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」とい 26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」とい 26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」とい 26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」とい 26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」とい 26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」とい

う。) 第4条及び第18条の規定、職員の育児休業等 に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号。以下 「育児休業条例」という。) 第8条及び第23条の規 定、鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する 条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法 人等派遣条例」という。)第6条、第7条第4項及 び第16条の規定並びに職員の自己啓発等休業に関す る条例(平成19年鳥取県条例第89号。以下「自己啓 発等休業条例」という。)第11条及び第13条の規定 に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等に関する基 準を定めるものとする。

(人事交流等により異動した場合の号給)

より次に掲げる者から引き続いて職員(第3号に掲 げる者にあっては、教育職給料表(1)又は教育職給 料表(2)の適用を受ける職員に限る。)となった者 の第3条から前条までの規定に基づいて定められた 初任給の額が、部局内の他の職員と著しい不均衡を 生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承 認を得て、別にその者の号給を決定することができ る。

(1) 略

(2) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣 等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第 2項に規定する退職派遣者(以下「退職派遣者」 という。)

(3)~(5) 略

(特別の場合の昇格)

第8条の3 外国の地方公共団体の機関等に派遣され 第8条の3 外国の地方公共団体の機関等に派遣され る職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例 第3号)第2条第1項の規定により派遣された職員 (以下「外国派遣職員」という。)又は公益的法人 等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職 員(以下「公益的法人等派遣職員」という。)が職 務に復帰した場合又は人事委員会が定めるこれに準 ずる場合において、部局内の他の職員との均衡上特 に必要があると認められるときは、第8条の規定に かかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てそ の職務に応じた職務の級に昇格させることができ る。

2 略

(特定の降任の場合の職務の級の特例)

う。) 第4条及び第18条の規定、職員の育児休業等 に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号。以下 「育児休業条例」という。) 第8条及び第23条の規 定、公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平 成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条 例」という。)第6条、第7条第4項及び第16条の 規定並びに職員の自己啓発等休業に関する条例(平 成19年鳥取県条例第89号。以下「自己啓発等休業条 例」という。)第11条及び第13条の規定に基づき、 職員の初任給、昇格、昇給等に関する基準を定める ものとする。

(人事交流等により異動した場合の号給)

第7条 新たに職員となった者のうち、人事交流等に|第7条 新たに職員となった者のうち、人事交流等に より次に掲げる者から引き続いて職員(第3号に掲 げる者にあっては、教育職給料表(1)又は教育職給 料表(2)の適用を受ける職員に限る。)となった者 の第3条から前条までの規定に基づいて定められた 初任給の額が、部局内の他の職員と著しい不均衡を 生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承 認を得て、別にその者の号給を決定することができ る。

(1) 略

(2) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等 に関する法律(平成12年法律第50号。以下「公益 法人等派遣法」という。) 第10条第2項に規定す る退職派遣者(以下「退職派遣者」という。)

(3)~(5) 略

(特別の場合の昇格)

る職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例 第3号)第2条第1項の規定により派遣された職員 (以下「外国派遣職員」という。)又は公益法人等 派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員 (以下「公益法人等派遣職員」という。)が職務に 復帰した場合又は人事委員会が定めるこれに準ずる 場合において、部局内の他の職員との均衡上特に必 要があると認められるときは、第8条の規定にかか わらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその職 務に応じた職務の級に昇格させることができる。

2 略

(特定の降任の場合の職務の級の特例)

第8条の6 略

2 前項の規定の適用については、降任の理由が、同 2 前項の規定の適用については、降任の理由が、同 項第1号又は第2号の規定に該当する場合は、心身 の故障が公務上の負傷若しくは疾病(外国派遣職員 に係る派遣先の機関、公益的法人等派遣職員に係る 公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定す る派遣先団体又は退職派遣者の在職する公益的法人 等派遣条例第10条に規定する特定法人における業務 に係る業務上の負傷又は疾病を含む。以下同じ。) 又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第 121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤 (公益的法人等派遣職員及び退職派遣者にあって は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号) 第7条第2項及び第3項に規定する通勤(当該派遣 先団体又は特定法人において就いていた業務に係る 就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第 1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合 に同条に規定する通勤に該当するものに限る。)) をいう。以下同じ。)による負傷若しくは疾病によ るものである場合を除き、任命権者が医師の診断等 に基づき降任の理由が消滅したものと認めた日か ら、前項第3号の規定に該当する場合は降任された 日から、同項第4号の規定に該当する場合は復職の 日からそれぞれ2年を超えてはならない。

3 略

(復職時等における号給の調整)

第17条 次の各号に掲げる職員が復職し、職務に復帰|第17条 次の各号に掲げる職員が復職し、職務に復帰 し、又は再び勤務するに至った場合においては、そ れぞれ当該各号に掲げる期間(以下「休職等の期 間」という。)を休職期間等調整換算表(別表第 16)により換算して得た期間を引き続き勤務したも のとみなして、復職し、職務に復帰し、又は再び勤 務するに至った日(以下「復職等の日」という。) 及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのい ずれかの日に人事委員会が定めるところにより、昇 給の場合に準じてその者の号給を調整することがで きる。

- (1)~(4) 略
- (5) 公益的法人等派遣職員 派遣期間
- (6)~(9) 略

等休業職員若しくは育児休業職員が職務に復帰した 場合又は人事委員会が定めるこれに準ずる場合にお

第8条の6 略

項第1号又は第2号の規定に該当する場合は、心身 の故障が公務上の負傷若しくは疾病(外国派遣職員 に係る派遣先の機関、公益法人等派遣職員に係る公 益法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派 遣先団体又は退職派遣者の在職する公益法人等派遣 条例第10条に規定する特定法人における業務に係る 業務上の負傷又は疾病を含む。以下同じ。) 又は通 勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121 号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤(公益 法人等派遣職員及び退職派遣者にあっては、労働者 災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2 項及び第3項に規定する通勤(当該派遣先団体又は 特定法人において就いていた業務に係る就業の場所 を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第 2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規 定する通勤に該当するものに限る。))をいう。以 下同じ。)による負傷若しくは疾病によるものであ る場合を除き、任命権者が医師の診断等に基づき降 任の理由が消滅したものと認めた日から、前項第3 号の規定に該当する場合は降任された日から、同項 第4号の規定に該当する場合は復職の日からそれぞ れ2年を超えてはならない。

3 略

(復職時等における号給の調整)

し、又は再び勤務するに至った場合においては、そ れぞれ当該各号に掲げる期間(以下「休職等の期 間」という。)を休職期間等調整換算表(別表第 16)により換算して得た期間を引き続き勤務したも のとみなして、復職し、職務に復帰し、又は再び勤 務するに至った日(以下「復職等の日」という。) 及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのい ずれかの日に人事委員会が定めるところにより、昇 給の場合に準じてその者の号給を調整することがで きる。

- (1)~(4) 略
- (5) 公益法人等派遣職員 派遣期間
- (6)~(9) 略

3 外国派遣職員、公益的法人等派遣職員、自己啓発 3 外国派遣職員、公益法人等派遣職員、自己啓発等 休業職員若しくは育児休業職員が職務に復帰した場 合又は人事委員会が定めるこれに準ずる場合におけ ける号給の調整について、前2項の規定による場合 には部局内の他の職員との均衡を著しく失すると認 められるときは、前2項の規定にかかわらず、あら かじめ人事委員会の承認を得て、その者の号給を調 整することができる。

(外国派遣職員等の退職時の号給の調整)

の派遣の期間中に退職する場合において、部局内の 他の職員との均衡上特に必要があると認められると きは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、前条の 規定に準じてその者の号給を調整することができ る。

別表第16(第17条関係)

休職期間等調整換質表

小喊别间守调 登 揆异农	
休職等の期間	換算率
公務上の負傷若しくは疾病又は通勤によ	3分の
る負傷若しくは疾病による休職及び職員の	3 以内
休職の事由を定める条例(昭和56年鳥取県	
条例第7号。以下「休職事由条例」とい	
う。)第2条各号の規定に該当する休職	
(人事委員会の定めるものに限る。)、外	
国派遣職員又は <u>公益的法人等派遣職員</u> の派	
遣、大学院修学休業並びに職員の勤務時	
間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県	
人事委員会規則第15号。以下「勤務時間規	
則」という。)第15条の表第1号及び県費	
負担教職員勤務時間規則第14条の表第1号	
に規定する場合に該当するものとして承認	
された休暇の期間	
略	

る号給の調整について、前2項の規定による場合に は部局内の他の職員との均衡を著しく失すると認め られるときは、前2項の規定にかかわらず、あらか じめ人事委員会の承認を得て、その者の号給を調整 することができる。

(外国派遣職員等の退職時の号給の調整)

第18条 外国派遣職員又は<u>公益的法人等派遣職員</u>がそ|第18条 外国派遣職員又は<u>公益法人等派遣職員</u>がその 派遣の期間中に退職する場合において、部局内の他 の職員との均衡上特に必要があると認められるとき は、あらかじめ人事委員会の承認を得て、前条の規 定に準じてその者の号給を調整することができる。

別表第16(第17条関係)

休職期間等調整換算表

休職等の期間	換算率
公務上の負傷若しくは疾病又は通勤によ	3分の
る負傷若しくは疾病による休職及び職員の	3 以内
休職の事由を定める条例(昭和56年鳥取県	
条例第7号。以下「休職事由条例」とい	
う。)第2条各号の規定に該当する休職	
(人事委員会の定めるものに限る。)、外	
国派遣職員又は <u>公益法人等派遣職員</u> の派	
遣、大学院修学休業並びに職員の勤務時	
間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県	
人事委員会規則第15号。以下「勤務時間規	
則」という。)第15条の表第1号及び県費	
負担教職員勤務時間規則第14条の表第1号	
に規定する場合に該当するものとして承認	
された休暇の期間	
略	

(通勤手当の支給に関する規則の一部改正)

第3条 通勤手当の支給に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

> 改正後 改正前

第5条の4 略

なったとき(次項に規定する場合に該当していると なったとき(次項に規定する場合に該当していると

第5条の4 略

2 月の中途において次の各号に掲げる場合における 2 月の中途において次の各号に掲げる場合における 当該各号に掲げる期間が2以上の月にわたることと 当該各号に掲げる期間が2以上の月にわたることと きを除く。)は、支給単位期間は、その後復職し、 職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日の属す る月の翌月(その日が月の初日である場合にあって は、その日の属する月)から開始する。

(1)~(8) 略

(9) 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関す る条例(平成14年鳥取県条例第3号)第2条第1 項の規定による派遣(以下「公益的法人等派遣」 という。)をされた場合 公益的法人等派遣の期

3 略

第9条の11 給与条例第10条第5項の同条第4項の規|第9条の11 給与条例第10条第5項の同条第4項の規 定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要 があると認められるものとして人事委員会規則で定 める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 公益的法人等派遣から職務に復帰した職員の うち給与条例第10条第1項第1号又は第3号に掲 げる職員に該当するもので、当該復帰の直前の住 居(当該復帰の日以後に転居する場合において、 高速自動車国道等を通勤のため利用する経路に変 更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委 員会がこれに準ずると認める住居を含む。)から の通勤のため、高速自動車国道等でその利用が第 9条の6第3項に規定する基準に照らして通勤事 情の改善に相当程度資するものであると認められ るものを利用し、その利用に係る高速自動車国道 等特別料金等を負担することを常例とするもの (当該復帰の直前の勤務地と所在する地域を異に する公署に在勤することとなったことに伴い、通 常の通勤の経路及び方法による場合には当該復帰 前の通勤時間より長時間の通勤時間を要すること となること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、 高速自動車国道等を利用しないで通勤するものと した場合における通勤距離が60キロメートル以上 若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通 事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会 が認めるものに限る。)

(2)及び(3) 略

(返納の事由及び額等)

で定める事由は、通勤手当(1月の支給単位期間に 係るものを除く。)を支給される職員について生じ た次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

きを除く。)は、支給単位期間は、その後復職し、 職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日の属す る月の翌月(その日が月の初日である場合にあって は、その日の属する月)から開始する。

(1)~(8) 略

(9) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例 (平成14年鳥取県条例第3号)第2条第1項の規 定による派遣(以下「公益法人等派遣」とい う。)をされた場合 公益法人等派遣の期間

3 略

定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要 があると認められるものとして人事委員会規則で定 める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 公益法人等派遣から職務に復帰した職員のう ち給与条例第10条第1項第1号又は第3号に掲げ る職員に該当するもので、当該復帰の直前の住居 (当該復帰の日以後に転居する場合において、高 速自動車国道等を通勤のため利用する経路に変更 が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員 会がこれに準ずると認める住居を含む。)からの 通勤のため、高速自動車国道等でその利用が第9 条の6第3項に規定する基準に照らして通勤事情 の改善に相当程度資するものであると認められる ものを利用し、その利用に係る高速自動車国道等 特別料金等を負担することを常例とするもの(当 該復帰の直前の勤務地と所在する地域を異にする 公署に在勤することとなったことに伴い、通常の 通勤の経路及び方法による場合には当該復帰前の 通勤時間より長時間の通勤時間を要することとな ること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、高速 自動車国道等を利用しないで通勤するものとした 場合における通勤距離が60キロメートル以上若し くは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情 等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認 めるものに限る。)

(2)及び(3) 略

(返納の事由及び額等)

第10条の2 給与条例第10条第8項の人事委員会規則|第10条の2 給与条例第10条第8項の人事委員会規則 で定める事由は、通勤手当(1月の支給単位期間に 係るものを除く。)を支給される職員について生じ た次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)及び(2) 略

(3) 月の中途において大学院修学休業をし、自己 啓発等休業をし、休職にされ、停職にされ、専従 許可を受け、育児休業をし、外国派遣をされ、海 外随伴休暇を承認され、又は公益的法人等派遣を された場合であって、これらの期間が2以上の月 にわたることとなるとき。

(4) 略

2~6 略

(1)及び(2) 略

(3) 月の中途において大学院修学休業をし、自己 啓発等休業をし、休職にされ、停職にされ、専従 許可を受け、育児休業をし、外国派遣をされ、海 外随伴休暇を承認され、又は公益法人等派遣をさ れた場合であって、これらの期間が2以上の月に わたることとなるとき。

(4) 略

2~6 略

(初任給調整手当の支給に関する規則の一部改正)

第4条 初任給調整手当の支給に関する規則(昭和37年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正 する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該 改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を 加える。

改正後

(支給期間及び支給額)

第6条 略

れ、又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される 職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例第 3号)第2条第1項の規定により派遣され、鳥取県 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成 14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条 例」という。)第2条第1項の規定により派遣さ れ、若しくは公益的法人等への一般職の地方公務員 の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10 条第1項の規定により退職し引き続き公益的法人等 派遣条例第10条に規定する特定法人に在職する場合 における当該職員に対する別表の適用については、 当該休職の期間(条例第12条の2第1号及び第2号 の規定により給与の全額を支給される休職の期間を 除く。) 又は当該派遣若しくは当該特定法人に在職 した期間(同法第2条第1項又は第10条第1項の規 定による取決めにより初任給調整手当に相当する金 額を全額支給されることとなる場合には、当該期間 を除く。)は、同表の期間の区分欄に掲げる期間に は算入しない。

3 略

改正前

(支給期間及び支給額)

第6条 略

2 初任給調整手当を支給されている職員が休職にさ 2 初任給調整手当を支給されている職員が休職にさ れ、又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される 職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例第 3号)第2条第1項の規定により派遣され、公益法 人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取 県条例第3号)第2条第1項の規定により派遣さ れ、若しくは公益法人等への一般職の地方公務員の 派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条 第1項の規定により退職し引き続き公益法人等派遣 条例第10条に規定する特定法人に在職する場合にお ける当該職員に対する別表の適用については、当該 休職の期間(条例第12条の2第1号及び第2号の規 定により給与の全額を支給される休職の期間を除 く。) 又は当該派遣若しくは当該特定法人に在職し た期間(同法第2条第1項又は第10条第1項の規定 による取決めにより初任給調整手当に相当する金額 を全額支給されることとなる場合には、当該期間を 除く。)は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には 算入しない。

3 略

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第5条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号)の一部を次のよう に改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後

改正前

(定義)

第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用 第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用 語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ る。

(1)~(4) 略

(5) 一般地方独立行政法人等職員 地方独立行政 法人法(平成15年法律第118号)第55条に規定す る一般地方独立行政法人、職員の退職手当に関す る条例(昭和37年鳥取県条例第51号)第9条第5 項第2号に規定する地方公社、鳥取県公益的法人 等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取 県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」と いう。) 第10条に規定する特定法人(以下「特定 法人」という。)、国家公務員退職手当法施行令 (昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げ る法人、同令第9条の4各号に掲げる法人(同令 第9条の2各号に掲げる法人及び郵政民営化法 (平成17年法律第97号)第166条第1項の規定に より解散した旧日本郵政公社を除く。) その他人 事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるも のに勤務する者をいう。

(期末手当の支給を受ける職員)

期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそ れぞれの基準日(以下「期末手当基準日」とい う。)に在職する一般職員(条例第16条の5各号の いずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げ る職員以外の職員とする。

(1)~(9) 略

(10) 公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定に より派遣された職員(以下「公益的法人等派遣職 員」という。)のうち、給与の支給を受けていな い職員

(特定幹部職員としない職員)

(定義)

語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ る。

(1)~(4) 略

(5) 一般地方独立行政法人等職員 地方独立行政 法人法(平成15年法律第118号)第55条に規定す る一般地方独立行政法人、職員の退職手当に関す る条例(昭和37年鳥取県条例第51号)第9条第5 項第2号に規定する地方公社、公益法人等への職 員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第 3号。以下「公益法人等派遣条例」という。)第 10条に規定する特定法人(以下「特定法人」とい う。)、国家公務員退職手当法施行令(昭和28年 政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人、同 令第9条の4各号に掲げる法人(同令第9条の2 各号に掲げる法人及び郵政民営化法(平成17年法 律第97号)第166条第1項の規定により解散した 旧日本郵政公社を除く。) その他人事委員会がこ れらに準ずる法人であると認めるものに勤務する 者をいう。

(期末手当の支給を受ける職員)

第1条の3 条例第16条の4第1項前段の規定により|第1条の3 条例第16条の4第1項前段の規定により 期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそ れぞれの基準日(以下「期末手当基準日」とい う。)に在職する一般職員(条例第16条の5各号の いずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げ る職員以外の職員とする。

(1)~(9) 略

(10) 公益法人等派遣条例第2条第1項の規定によ り派遣された職員(以下「公益法人等派遣職員」 という。)のうち、給与の支給を受けていない職

(特定幹部職員としない職員)

で定める職員は、管理職手当に関する規則(昭和33 年鳥取県人事委員会規則第22号)の規定による管理 職手当に係る区分が1種又は2種の職を占める職員 (休職にされている職員のうち条例第12条の2第1 項第1号に該当する職員以外の職員、外国派遣職員 及び公益的法人等派遣職員を除く。第2条の4第1 項において同じ。) 以外の職員とする。

(期末手当に係る在職期間)

第3条 略

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間 (外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員の派遣期 間中のこれに相当する期間を含む。)を除算する。 (1)~(5) 略

(勤勉手当の支給を受ける職員)

- 第3条の9 条例第16条の7第1項前段の規定により|第3条の9 条例第16条の7第1項前段の規定により 勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそ れぞれの基準日(以下「勤勉手当基準日」とい う。)に在職する一般職員(条例第16条の7第5項 において準用する条例第16条の5各号のいずれかに 該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外 の職員とする。
 - (1)及び(2) 略
 - (3) 公益的法人等派遣職員
 - (4)及び(5) 略

(勤勉手当に係る勤務期間)

第8条 略

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間 (外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員の派遣期 間中のこれに相当する期間を含む。)を除算する。

(1)~(9) 略

|第2条の2 条例第16条の4第2項の人事委員会規則|第2条の2 条例第16条の4第2項の人事委員会規則| で定める職員は、管理職手当に関する規則(昭和33 年鳥取県人事委員会規則第22号)の規定による管理 職手当に係る区分が1種又は2種の職を占める職員 (休職にされている職員のうち条例第12条の2第1 項第1号に該当する職員以外の職員、外国派遣職員 及び公益法人等派遣職員を除く。第2条の4第1項 において同じ。)以外の職員とする。

(期末手当に係る在職期間)

第3条 略

(外国派遣職員及び公益法人等派遣職員の派遣期間 中のこれに相当する期間を含む。)を除算する。

(1)~(5) 略

(勤勉手当の支給を受ける職員)

- 勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそ れぞれの基準日(以下「勤勉手当基準日」とい う。)に在職する一般職員(条例第16条の7第5項 において準用する条例第16条の5各号のいずれかに 該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外 の職員とする。
- (1)及び(2) 略
- (3) 公益法人等派遣職員
- (4)及び(5) 略

(勤勉手当に係る勤務期間)

第8条 略

(外国派遣職員及び公益法人等派遣職員の派遣期間 中のこれに相当する期間を含む。)を除算する。

(1)~(9) 略

(職員の旅費等に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 職員の旅費等に関する条例施行規則(昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号)の一部を次のように改正 する.

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後 改正前

(新たに採用された職員で赴任の対象となる者)

(新たに採用された職員で赴任の対象となる者)

|第3条 条例第2条第1項第4号の人事委員会規則で|第3条 条例第2条第1項第4号の人事委員会規則で| 定める職員は、国、他の地方公共団体若しくは国立 大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第5項 に規定する国立大学法人等の職員又は地方独立行政 法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規 定する特定地方独立行政法人の役員若しくは職員か ら引き続いて採用される職員(条例第1条に規定す る職員に採用されるものに限る。以下同じ。)、公 益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関す る法律(平成12年法律第50号。以下「公益的法人等 派遣法」という。)第10条第1項の規定により採用 される職員及び人事委員会の承認を得た職員とす

定める職員は、国、他の地方公共団体若しくは国立 大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第5項 に規定する国立大学法人等の職員又は地方独立行政 法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規 定する特定地方独立行政法人の役員若しくは職員か ら引き続いて採用される職員(条例第1条に規定す る職員に採用されるものに限る。以下同じ。)、公 益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する 法律(平成12年法律第50号。以下「公益法人等派遣 <u>法</u>」という。)第10条第1項の規定により採用され る職員及び人事委員会の承認を得た職員とする。

別表第3(第17条関係)

第1 略

第2 条例第31条第2項の規定を適用する場合の基

(1)~(4) 略

(5) 職員が公益的法人等派遣法第5条第1項又 は第2項の規定により職務に復帰する場合にお いて、当該復帰に伴い住所又は居所を移転する ときには、当該移転について赴任の場合の旅費 の例により算定した額を支給するものとする。

(6) 略

第3 略

別表第3(第17条関係)

第1 略

第2 条例第31条第2項の規定を適用する場合の基

(1)~(4) 略

(5) 職員が公益法人等派遣法第5条第1項又は 第2項の規定により職務に復帰する場合におい て、当該復帰に伴い住所又は居所を移転すると きには、当該移転について赴任の場合の旅費の 例により算定した額を支給するものとする。

(6) 略

第3 略

(住居手当に関する規則の一部改正)

第7条 住居手当に関する規則(昭和49年鳥取県人事委員会規則第33号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後

改正前

(適用除外職員)

第2条 条例第9条の5第1項第1号の人事委員会規|第2条 条例第9条の5第1項第1号の人事委員会規 則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 国、他の地方公共団体、地方独立行政法人法| (平成15年法律第118号)第2条第1項に規定す る地方独立行政法人、国家公務員退職手当法施行 令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲 げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人(同 令第9条の2各号に掲げる法人を除く。)、<u>鳥取</u>

(適用除外職員)

則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 国、他の地方公共団体、地方独立行政法人法 (平成15年法律第118号)第2条第1項に規定す る地方独立行政法人、国家公務員退職手当法施行 令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲 げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人(同 令第9条の2各号に掲げる法人を除く。)、公益 県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 (平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人 等派遣条例」という。)第2条第1項各号に掲げ る法人、公益的法人等派遣条例第10条に規定する 特定法人又はその他特別の法律により設置された 法人で人事委員会が定めるものから貸与された職 員宿舎に居住している職員

(3) 略

(権衡職員の範囲)

第4条の3 条例第9条の5第1項第3号の人事委員|第4条の3 条例第9条の5第1項第3号の人事委員 会規則で定める職員は、単身赴任手当の支給に関す る規則(平成2年鳥取県人事委員会規則第1号)第 5条第2項に該当する職員で、同項第2号に規定す る満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間に ある子が居住するための住宅として、同号に規定す る異動又は公署の移転(条例第10条第5項に規定す る国家公務員等から人事交流等により引き続き条例 の適用を受ける職員となった者にあっては当該適 用、公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規 定する職員派遣後職務に復帰した職員にあっては当 該復帰)の直前の住居であった住宅(県が設置する 公舎並びに前条に規定する住宅及び職員宿舎を除 く。) 又はこれに準ずるものとして人事委員会の定 める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家 賃を支払っているものとする。

法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年 鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」 という。)第2条第1項各号に掲げる法人、公益 法人等派遣条例第10条に規定する特定法人又はそ の他特別の法律により設置された法人で人事委員 会が定めるものから貸与された職員宿舎に居住し ている職員

(3) 略

(権衡職員の範囲)

会規則で定める職員は、単身赴任手当の支給に関す る規則(平成2年鳥取県人事委員会規則第1号)第 5条第2項に該当する職員で、同項第2号に規定す る満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間に ある子が居住するための住宅として、同号に規定す る異動又は公署の移転(条例第10条第5項に規定す る国家公務員等から人事交流等により引き続き条例 の適用を受ける職員となった者にあっては当該適 用、公益法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定 する職員派遣後職務に復帰した職員にあっては当該 復帰)の直前の住居であった住宅(県が設置する公 舎並びに前条に規定する住宅及び職員宿舎を除 く。) 又はこれに準ずるものとして人事委員会の定 める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家 賃を支払っているものとする。

(単身赴任手当の支給に関する規則の一部改正)

第8条 単身赴任手当の支給に関する規則(平成2年鳥取県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正す る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後

(権衡職員の範囲等)

第5条 略

- よる単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要 があると認められるものとして人事委員会規則で定 める職員は、次に掲げる職員とする。
- (1) 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関す る条例(平成14年鳥取県条例第3号)第2条第3 項第1号に規定する職員派遣後職務に復帰したこ と(以下この号において「復帰」という。)に伴

(権衡職員の範囲等)

第5条 略

2 給与条例第10条の2第3項の同条第1項の規定に 2 給与条例第10条の2第3項の同条第1項の規定に よる単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要 があると認められるものとして人事委員会規則で定 める職員は、次に掲げる職員とする。

改正前

(1) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例 (平成14年鳥取県条例第3号)第2条第3項第1 号に規定する職員派遣後職務に復帰したこと(以 下この号において「復帰」という。)に伴い、住 い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得な い事情により、同居していた配偶者と別居するこ ととなった職員であって、当該復帰の直前の住居 から当該復帰の直後に在勤する公署に通勤するこ とが第3条に規定する基準に照らして困難である と認められるもののうち、単身で生活することを 常況とする職員

(2)~(8) 略

居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情 により、同居していた配偶者と別居することとな った職員であって、当該復帰の直前の住居から当 該復帰の直後に在勤する公署に通勤することが第 3条に規定する基準に照らして困難であると認め られるもののうち、単身で生活することを常況と する職員

(2)~(8) 略

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第9条 職員の育児休業等に関する規則(平成4年鳥取県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正す

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後

(育児休業をしている職員の期末手当に係る勤務した (育児休業をしている職員の期末手当に係る勤務した 期間に相当する期間)

- 期間は、次に掲げる期間とする。
 - (1) 休暇の期間その他勤務しないことにつき特に 承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の 期間
 - ア 育児休業法第2条の規定により育児休業(鳥 取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条 例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的 法人等派遣条例」という。)第3条第1号に規 定する派遣職員(以下「公益的法人等派遣職 員」という。)にあっては、育児休業、介護休 業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関 する法律(平成3年法律第76号。以下「育児介 護休業法」という。)第2条第1号に規定する 育児休業)をしていた期間及び教育公務員特例 法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定 する大学院修学休業をしていた期間

イ 略

(2) 公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定す る退職派遣者(以下「退職派遣者」という。)で あった期間(育児介護休業法第2条第1号に規定 する育児休業をしていた期間を除く。)

期間に相当する期間)

改正前

期間に相当する期間)

- 第8条 条例第7条第1項の人事委員会規則で定める|第8条 条例第7条第1項の人事委員会規則で定める 期間は、次に掲げる期間とする。
 - (1) 休暇の期間その他勤務しないことにつき特に 承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の 期間
 - ア 育児休業法第2条の規定により育児休業(公 益法人等への職員の派遣等に関する条例 (平成 14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣 条例」という。)第3条第1号に規定する派遣 職員(以下「公益法人等派遣職員」という。) にあっては、育児休業、介護休業等育児又は家 族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3年法律第76号。以下「育児介護休業法」とい う。)第2条第1号に規定する育児休業)をし ていた期間及び教育公務員特例法(昭和24年法 律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学 休業をしていた期間

イ 略

(2) 公益法人等派遣条例第12条第1号に規定する 退職派遣者(以下「退職派遣者」という。)であ った期間(育児介護休業法第2条第1号に規定す る育児休業をしていた期間を除く。)

(育児休業をしている職員の勤勉手当に係る勤務した)(育児休業をしている職員の勤勉手当に係る勤務した 期間に相当する期間)

- |第9条 条例第7条第2項の人事委員会規則で定める|第9条 条例第7条第2項の人事委員会規則で定める| 期間は、公益的法人等派遣職員であった期間のうち 公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定す る派遣先団体において勤務した期間及び退職派遣者 であった期間のうち公益的法人等派遣条例第10条に 規定する特定法人において勤務した期間とする。
 - 期間は、公益法人等派遣職員であった期間のうち公 益法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派 遣先団体において勤務した期間及び退職派遣者であ った期間のうち公益法人等派遣条例第10条に規定す る特定法人において勤務した期間とする。

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第10条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改 正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

> 改正後 改正前

(年次有給休暇の日数)

第12条 略

2 及び3 略

- 4 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方 4 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方 公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者 は、次に掲げる者とする。
 - (1)及び(2) 略
 - (3) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣 等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「公 益的法人等派遣法」という。)第10条第1項の規 定により退職し引き続き鳥取県公益的法人等への 職員の派遣等に関する条例 (平成14年鳥取県条例 第3号。以下「公益的法人等派遣条例」とい う。) 第10条に規定する特定法人(以下「特定法 人」という。)に在職する者(以下「退職派遣 者」という。)

(4)~(7) 略

- 公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者 から引き続き職員となった者その他人事委員会規則 で定める者は、公益的法人等派遣条例第2条第1項 の規定により派遣されていた職員であって、公益的 法人等派遣法第5条第1項又は第2項の規定により 職務に復帰したものとする。
- 6 条例第14条第1項第3号の人事委員会規則で定め 6 条例第14条第1項第3号の人事委員会規則で定め る日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、そ れぞれ当該各号に掲げる日数とする。
 - (1)及び(2) 略

(年次有給休暇の日数)

第12条 略

2 及び3 略

公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者 は、次に掲げる者とする。

(1)及び(2) 略

(3) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等 に関する法律(平成12年法律第50号。以下「公益 法人等派遣法」という。)第10条第1項の規定に より退職し引き続き公益法人等への職員の派遣等 に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下 「公益法人等派遣条例」という。)第10条に規定 する特定法人(以下「特定法人」という。)に在 職する者(以下「退職派遣者」という。)

(4)~(7) 略

- 5 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方 5 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方 公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者 から引き続き職員となった者その他人事委員会規則 で定める者は、公益法人等派遣条例第2条第1項の 規定により派遣されていた職員であって、公益法人 等派遣法第5条第1項又は第2項の規定により職務 に復帰したものとする。
 - る日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、そ れぞれ当該各号に掲げる日数とする。

(1)及び(2) 略

(3) 新たに職員となった年に公益的法人等派遣条 (3) 新たに職員となった年に公益法人等派遣条例

例第2条第1項の規定により派遣され、当該職員 となった年に職務に復帰した者 他の職員との均 衡を考慮して人事委員会が別に定める日数

(4) 略

7 略

(病気休暇)

略

第15条 条例第15条第1項の人事委員会規則で定める|第15条 条例第15条第1項の人事委員会規則で定める 場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2 項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に 掲げる期間とする。

(1) 公務による負傷若しくは疾病(外国 医師の の地方公共団体の機関等に派遣される職 証明等 員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取 に基づ 県条例第3号)第2条第1項の規定によき、最 り派遣された職員に係る派遣先の機関、「小限度 公益的法人等派遣条例第2条第1項の規 必要と 定により派遣された職員(以下「公益的 認める 法人等派遣職員」という。)に係る同条 期間 第3項第1号に規定する派遣先団体又は 退職派遣者に係る特定法人における業務 に係る業務上の負傷又は疾病を含む。) 又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和 42年法律第121号)第2条第2項及び第 3項に規定する通勤(公益的法人等派遣 職員及び退職派遣者にあっては、労働者 災害補償保険法(昭和22年法律第50号) 第7条第2項及び第3項に規定する通勤 (当該派遣先団体又は特定法人において 就いていた業務に係る就業の場所を地方 公務員災害補償法第2条第2項第1号及 び第2号に規定する勤務場所とみなした 場合に同条に規定する通勤に該当するも のに限る。))をいう。以下同じ。)に よる負傷若しくは疾病の場合

第2条第1項の規定により派遣され、当該職員と なった年に職務に復帰した者 他の職員との均衡 を考慮して人事委員会が別に定める日数

(4) 略

7 略

(病気休暇)

場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2 項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に 掲げる期間とする。

(1) 公務による負傷若しくは疾病(外国 医師の の地方公共団体の機関等に派遣される職 証明等 員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取 に基づ 県条例第3号)第2条第1項の規定によっき、最 り派遣された職員に係る派遣先の機関、 小限度 公益法人等派遣条例第2条第1項の規定 必要と により派遣された職員(以下「公益法人 認める 等派遣職員」という。)に係る同条第3 期間 項第1号に規定する派遣先団体又は退職 派遣者に係る特定法人における業務に係 る業務上の負傷又は疾病を含む。)又は 通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年 法律第121号)第2条第2項及び第3項 に規定する通勤(公益法人等派遣職員及 び退職派遣者にあっては、労働者災害補 償保険法(昭和22年法律第50号)第7条 第2項及び第3項に規定する通勤(当該 派遣先団体又は特定法人において就いて いた業務に係る就業の場所を地方公務員 災害補償法第2条第2項第1号及び第2 号に規定する勤務場所とみなした場合に 同条に規定する通勤に該当するものに限 る。))をいう。以下同じ。)による負 傷若しくは疾病の場合

略

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第11条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)の一部を次 のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

> 改正後 改正前

(年次有給休暇の日数)

第11条 略

2 及び3 略

公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者 は、次に掲げる者とする。

(1)及び(2) 略

(3) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣 等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「公 益的法人等派遣法」という。)第10条第1項の規 定により退職し引き続き鳥取県公益的法人等への 職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例 第3号。以下「公益的法人等派遣条例」とい う。) 第10条に規定する特定法人(以下「特定法 人」という。)に在職する者(以下「退職派遣 者」という。)

(4)~(7) 略

- 5 条例第12条第1項第3号の国家公務員、他の地方 5 条例第12条第1項第3号の国家公務員、他の地方 公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者 から引き続き職員となった者その他人事委員会規則 で定める者は、公益的法人等派遣条例第2条第1項 の規定により派遣されていた職員であって、公益的 法人等派遣法第5条第1項又は第2項の規定により 職務に復帰したものとする。
- 6 条例第12条第1項第3号の人事委員会規則で定め 6 条例第12条第1項第3号の人事委員会規則で定め 6 条例第12条第1項第3号の人事委員会規則で定め る日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、そ れぞれ当該各号に掲げる日数とする。

(1)及び(2) 略

(3) 新たに職員となった年に公益的法人等派遣条 例第2条第1項の規定により派遣され、当該職員 となった年に職務に復帰した者 他の職員との均 衡を考慮して人事委員会が別に定める日数

(4) 略

7 略

(病気休暇)

- 第14条 条例第13条第1項の人事委員会規則で定める|第14条 条例第13条第1項の人事委員会規則で定める 場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2 項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に 掲げる期間とする。
 - (1) 公務による負傷若しくは疾病(外国 医師の の地方公共団体の機関等に派遣される職に明等 員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取)に基づ 県条例第3号)第2条第1項の規定によっき、最

(年次有給休暇の日数)

第11条 略

2 及び3 略

4 条例第12条第1項第3号の国家公務員、他の地方 4 条例第12条第1項第3号の国家公務員、他の地方 公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者 は、次に掲げる者とする。

(1)及び(2) 略

(3) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等 に関する法律(平成12年法律第50号。以下「公益 法人等派遣法」という。)第10条第1項の規定に より退職し引き続き公益法人等への職員の派遣等 に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下 「公益法人等派遣条例」という。) 第10条に規定 する特定法人(以下「特定法人」という。)に在 職する者(以下「退職派遣者」という。)

(4)~(7) 略

- 公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者 から引き続き職員となった者その他人事委員会規則 で定める者は、公益法人等派遣条例第2条第1項の 規定により派遣されていた職員であって、公益法人 等派遣法第5条第1項又は第2項の規定により職務 に復帰したものとする。
- る日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、そ れぞれ当該各号に掲げる日数とする。

(1)及び(2) 略

(3) 新たに職員となった年に公益法人等派遣条例 第2条第1項の規定により派遣され、当該職員と なった年に職務に復帰した者 他の職員との均衡 を考慮して人事委員会が別に定める日数

(4) 略

7 略

(病気休暇)

場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2 項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に 掲げる期間とする。

|(1) 公務による負傷若しくは疾病(外国 医師の の地方公共団体の機関等に派遣される職に明等 員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取)に基づ 県条例第3号)第2条第1項の規定によっき、最

り派遣された職員(以下「外国派遣職|小限度|| 員」という。)に係る派遣先の機関、<u>公</u>必要と 益的法人等派遣条例第2条第1項の規定 認める により派遣された職員(以下「公益的法 期間 人等派遣職員」という。)に係る同条第 3項第1号に規定する派遣先団体又は退 職派遣者に係る特定法人における業務に 係る業務上の負傷又は疾病を含む。)又 は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42 年法律第121号)第2条第2項及び第3 項に規定する通勤(公益的法人等派遣職 <u>員</u>及び退職派遣者にあっては、労働者災 害補償保険法(昭和22年法律第50号)第 7条第2項及び第3項に規定する通勤 (当該派遣先団体又は特定法人において 就いていた業務に係る就業の場所を地方 公務員災害補償法第2条第2項第1号及 び第2号に規定する勤務場所とみなした 場合に同条に規定する通勤に該当するも のに限る。))をいう。以下同じ。)に よる負傷若しくは疾病の場合

り派遣された職員(以下「外国派遣職|小限度| 員」という。)に係る派遣先の機関、<u>公</u>必要と 益法人等派遣条例第2条第1項の規定に認める より派遣された職員(以下「公益法人等 期間 派遣職員」という。)に係る同条第3項 第1号に規定する派遣先団体又は退職派 遣者に係る特定法人における業務に係る 業務上の負傷又は疾病を含む。) 又は通 勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法 律第121号)第2条第2項及び第3項に 規定する通勤(公益法人等派遣職員及び 退職派遣者にあっては、労働者災害補償 保険法(昭和22年法律第50号)第7条第 2項及び第3項に規定する通勤(当該派 遣先団体又は特定法人において就いてい た業務に係る就業の場所を地方公務員災 害補償法第2条第2項第1号及び第2号 に規定する勤務場所とみなした場合に同 条に規定する通勤に該当するものに限 る。))をいう。以下同じ。)による負

傷若しくは疾病の場合

(公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部改正)

第12条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則(平成14年鳥取県人事委員会規則第2号)の一部を 次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後

改正前

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する 条例施行規則

公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行 規則

(趣旨)

略

第1条 この規則は、<u>鳥取県公益的法人等への職員の</u>|第1条 この規則は、<u>公益法人等への職員の派遣等に</u> 派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。 以下「条例」という。)第2条第2項第3号、第9 条、第19条及び第20条の規定に基づき、公益的法人 等(条例第1条に規定する公益的法人等をいう。以 下同じ。)への職員(条例第1条に規定する職員を いう。以下同じ。)の派遣等に関し必要な事項を定 めるものとする。

(趣旨)

関する条例 (平成14年鳥取県条例第3号。以下「条 例」という。)第2条第2項第3号、第9条、第19 条及び第20条の規定に基づき、公益法人等(条例第 1条に規定する公益法人等をいう。以下同じ。)へ の職員(条例第1条に規定する職員をいう。以下同 じ。)の派遣等に関し必要な事項を定めるものとす る。

(派遣職員等の報告)

- 権者をいう。以下同じ。)は、条例第9条の規定に より、毎年5月末日までに、前年度において条例第 2条第1項の規定により派遣した職員(以下「公益 的法人等派遣職員」という。)係る派遣先団体(条 例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をい う。以下同じ。)の名称、派遣期間及び派遣先団体 における処遇の状況等並びに公益的法人等派遣職員 であって当該年度内に職務に復帰したものに係る復 帰後の処遇の状況等を人事委員会に報告するものと する。
- 末日までに、前年度において公益的法人等への一般 職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法 律第50号。以下「法」という。)第10条第1項の規 定により退職し引き続き条例第10条に規定する特定 法人(以下「特定法人」という。)に在職する者に 係る特定法人の名称、特定法人において業務に従事 する期間及び特定法人における処遇の状況等並びに 当該年度内に法第10条第1項の規定により職員とし て採用された者の採用後の処遇の状況等を人事委員 会に報告するものとする。

(派遣職員等の報告)

- 第3条 任命権者(条例第2条第1項に規定する任命|第3条 任命権者(条例第2条第1項に規定する任命 権者をいう。以下同じ。)は、条例第9条の規定に より、毎年5月末日までに、前年度において条例第 2条第1項の規定により派遣した職員(以下「公益 法人等派遣職員」という。)係る派遣先団体(条例 第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。 以下同じ。)の名称、派遣期間及び派遣先団体にお ける処遇の状況等並びに<u>公益法人等派遣職員</u>であっ て当該年度内に職務に復帰したものに係る復帰後の 処遇の状況等を人事委員会に報告するものとする。
- 2 任命権者は、条例第19条の規定により、毎年5月 2 任命権者は、条例第19条の規定により、毎年5月 末日までに、前年度において公益法人等への一般職 の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律 第50号。以下「法」という。)第10条第1項の規定 により退職し引き続き条例第10条に規定する特定法 人(以下「特定法人」という。)に在職する者に係 る特定法人の名称、特定法人において業務に従事す る期間及び特定法人における処遇の状況等並びに当 該年度内に法第10条第1項の規定により職員として 採用された者の採用後の処遇の状況等を人事委員会 に報告するものとする。

(平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部改正)

第13条 平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則(平成18年鳥取県人事委員会規則第14号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後

(定義)

- 意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1)~(7) 略
 - (8) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。

ア~ウ 略

エ 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関す る条例(平成14年鳥取県条例第3号)第2条第 1項の規定により派遣されていた期間

オ~ケ 略

(9)~(13) 略

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の 意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

改正前

- (1)~(7) 略
- (8) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。

ア~ウ 略

エ 公益法人等への職員の派遣等に関する条例 (平成14年鳥取県条例第3号)第2条第1項の 規定により派遣されていた期間

オ~ケ 略

(9)~(13) 略

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。